議員提出議案第３号

都営住宅におけるペット飼育の禁止等に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成３０年6月２８日

墨田区議会議長

瀧　澤　良　仁　様

提出者	墨田区議会議員	福　田　はるみ
	同	樋　口　敏　郎
	同	中　沢　えみり
	同	加　藤　　　拓
	同	おおこし 勝 広
	同	加　納　　　進
	同	あ　べ　きみこ

都営住宅におけるペット飼育の禁止等に関する意見書

現在、都営住宅の入居に当たっては、魚及び小鳥等の小動物を除いて、ペット飼育を禁止しており、これを確約させるため、新規入居者に対し確認書に署名及び捺印を求めています。

しかし、現状では、居室内外におけるペット飼育が横行しています。これに対して、都営住宅の管理を受託している東京都住宅供給公社は、団地内にペット飼育禁止についての張り紙や戸別に訪問して指導していますが、これに応じる入居者はごくわずかです。

法的には、ペット飼育の禁止に違反しているとの理由だけでは「信頼関係が破壊」された場合に当たらず、東京都が入居者に対して、建物退去・明渡し請求することは困難だと思われますが、東京都自らがペット飼育を禁止して確認書まで求めている以上、これを徹底させることは、行政への信頼を維持する観点から、必要不可欠の対応であると考えます。

他方で、独居高齢者等にとって、ペットが心のゆとりにつながることは理解でき、そのような観点から、昨今、ペット飼育が増えているものと推測されますので、ペット飼育による入居者間の紛争を回避する方法についての検討も必要です。

よって、墨田区議会は、東京都に対し、下記事項について取り組むよう強く要望します。

記

1　都営住宅において、ペット飼育の実態に関する調査を行うこと。
2　都営住宅において、ペット飼育の禁止に関する巡回指導を強化すること。
3　都営住宅において、ペットの糞尿対策を強化すること。
4　今後の課題として、都営住宅において、ペットを飼育することができる棟と飼育することができない棟を分けるなど、ペット飼育のあり方について検討すること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成３０年６月　　日

墨田区議会議長名

東京都知事　あて